

科目名	行政法各論	科目分類	■専門科目群 □総合科目群	
			法律学科	□必修 ■選択
			学科	□必修 □選択
英文表記	Special Part of Administrative Law	開講年次	□1年 □2年 ■3年 □4年	
		開講期間	□前期 □後期 ■通年 □集中	
ふりがな	わたなべたけし	実務家教員担当科目	修得単位	4単位
担当者名	渡部 毅	実施方法	■対面のみ □遠隔のみ □対面・遠隔併用	
授業のテーマ	行政法分野のうち、一般に、行政統制や行政救済と呼ばれている制度の基本的な枠組みや、関連する主要な判例の内容を理解し、説明できるようになる。			
到達目標	行政手続、情報公開、行政不服審査、行政訴訟および国家賠償のしくみについて、主要な学説や判例を踏まえて理解できるようになることが目標です。			
授業概要	行政活動は法に基づいて行われますが、違法な活動によって国民の権利が損なわれることがあります。この講義では、そうした違法な行政活動を未然に防ぐためにどのような手段が講じられているのか、また、違法な活動が行われた場合に国民はどのようにして権利回復が得られるのか等のしくみについて学習します。			
授業計画				
第1回	行政統制・行政救済とはどのような仕組みか	第17回	取消訴訟の審理	
第2回	行政手続の意義 行政手続法の制定	第18回	取消訴訟の判決 執行停止	
第3回	行政処分手続	第19回	無効等確認訴訟 不作為違法確認訴訟	
第4回	情報公開と個人情報保護 (1) 意義 制度の概要	第20回	義務付け訴訟	
第5回	情報公開と個人情報保護 (2) 救済手続	第21回	差止訴訟	
第6回	行政救済制度の概要 行政不服審査のしくみ (1)	第22回	当事者訴訟 争点訴訟	
第7回	行政不服審査のしくみ (2) 不服申立ての要件	第23回	国家賠償制度の概要 国賠法1条の責任の性質	
第8回	行政不服審査のしくみ (3) 不服申立ての手続	第24回	賠償の要件 (1)	
第9回	行政事件訴訟の概念 行政訴訟制度の類型	第25回	賠償の要件 (2) 行政の不作為による責任	
第10回	行政事件訴訟の諸類型 抗告訴訟の類型	第26回	国家賠償法2条の意義と法律要件	
第11回	取消訴訟の訴訟要件 (1) 処分性①	第27回	道路管理の瑕疵 機能的瑕疵	
第12回	取消訴訟の訴訟要件 (2) 処分性②	第28回	河川管理の瑕疵 賠償責任者	
第13回	取消訴訟の訴訟要件 (3) 原告適格①	第29回	国家賠償と民法・特別法との関係	
第14回	取消訴訟の訴訟要件 (4) 原告適格② 訴えの利益	第30回	損失補償 国家補償の谷間	
第15回	取消訴訟の訴訟要件 (5) その他の訴訟要件	第31回	後期定期試験	
第16回	前期定期試験			
授業時間外の学習	この科目は、技術的な内容も多いため、難解なところがあります。教科書を使っての予習 (1時間程度) や復習 (1時間程度) を行うこと。わからないところは図書館で調べてみるなど、地道な努力を積むことを厭わずに取り組んでください。			
履修条件 受講のルール	行政法総論のほか、民法の債権各論 (とくに、不法行為分野) や民事訴訟法等と内容が関連しており、これらの知識があれば、より理解しやすいと思われます。こうした科目が未履修の場合は、本講と並行して履修するなり、自学するなりの努力をすることが望ましい。適宜資料を配布しますが、事前に連絡がなく欠席した学生には、原則として配布しませんので、友人同士でコピーするなどしてください。			
テキスト	櫻井敬子・橋本博之『行政法 (第6版)』(弘文堂・2019)			
参考文献・資料	行政法判例百選II (第6版) (有斐閣・2012年)			
成績評価の方法	【レポート(30%)、定期試験(70%)】 上記評価項目を基にして総合的に判断します。			

	<ul style="list-style-type: none"> ・出席確認時に不在だった場合は原則としてその回は欠席とします。 ・授業中に無許可で退出した場合は欠席とします。 ・レポート課題は授業内に指示します。 <p>※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。</p>
オフィスアワー	毎週火曜日 10:00～11:00 および木曜日 15:00～16:00 としますが、所用により不在の場合もあります。なお、これ以外の時間帯でも、研究室に在室している場合は、随時可能です。
成績評価の基準	秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	行政法各論で学ぶ内容は、国民と行政のかかわりあいを考えるうえで重要なものです。また、いずれのテーマも、上級公務員試験の専門科目の行政法分野の出題において、頻出のテーマになります。難しい内容も多くありますが、辛抱強く学習に取り組まれることを期待しています。